

V 補装具・日常生活用具等

**1 補装具費(購入・借受・修理)の支給 身 難**

失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入、貸与又は修理に要する費用について支給されます。

利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者、障がい児の場合は保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

なお、一定所得以上の場合や、支給決定前に購入された補装具については、支給対象外となります。

**注意** …ただし、難病患者(児)については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。  
詳しくは福祉課までご相談ください。

\*印:介護保険の被保険者は、介護保険での申請になります。

座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具は18歳未満の人が対象です。

障がい別	補装具の種類
肢体力不自由者(児)	義肢、装具(上肢・下肢・体幹装具)、座位保持装置、 座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具、 *歩行器、*歩行補助つえ(1本つえを除く。)、*車いす *電動車いす
視覚障がい者(児)	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者(児)	補聴器
内部障がい者(児) (心臓・呼吸器障がい)	*車いす
肢体不自由者及び言語機能障がい者	重度障がい者用意思伝達装置

【必要なもの】① 申請書 ② 医師の意見書(及び「処方」) ③ 個人番号カード(マイナンバーカード)

④ 委任状(任意代理人の場合は必要です。)

※原則として障がい者手帳交付後に申請できます。

18歳以上の人には障がい者自立相談支援センターの判定書、児童は指定育成医療機関の意見書が必要な場合があります。

**2 門真市難聴児特別補聴器給付事業**

対象者である軽度の難聴児に対し、特別補聴器の購入に要する費用(基準価格)の3分の2が支給され、申請者が3分の1(100円未満は100円に切り上げ)を負担します。

対象となる人は、市民税所得割額が46万円未満の世帯または生活保護受給世帯等で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上60デシベル未満のため、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の人となります。

なお、障がい福祉課に備付けの医師の意見書を添えての申請になります。

※特別補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

## 補装具申請の流れについて

身体障がい者手帳所持者の装具の申請方法は、希望の用具によって異なります。ここでは、一般的な申請の流れを紹介します。

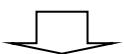
- ① 障がい福祉課で「意見書」を受け取ります。

申請者は、希望する補装具の意見書を受け取ってください。補装具の種類によっては、意見書の提出が必要の無いもの(歩行補助つえ・視覚障がい者用安全つえ)もあります。

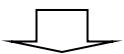


- ② 「意見書」を医師に記入してもらいます。申請者は、医師へ意見書の記載を依頼して、必要書類をそろえてください。

※ なお、電動車いす・骨格構造義足の申請の場合は、大阪府での判定会への出席が必ず必要となりますので、意見書は必要ありません。



- ③ 医師の「意見書」に基づき、業者に「見積書」を作成してもらいます。補装具作製を希望する業者に見積を依頼してください。補装具の申請をする際の添付書類となります。



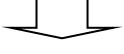
- ④ 「申請書」・「意見書」・「見積書」・「身体障がい者手帳」・「個人番号カード(マイナンバーカード)」・「委任状(任意代理人の場合は必要です。)」を添えて、障がい福祉課で申請してください。



- ⑤ 市から大阪府へ意見書と見積書を送り、その補装具の交付が有効かどうか、文書による判定を依頼します。



- ⑥ 概ね1箇月から2箇月で、大阪府から判定結果が返送されるので、有効と認められた場合は、「決定通知書」を郵送します。※補装具の購入・修理に係る自己負担額は、原則として費用の1割となります。ただし、課税状況に応じた月額負担上限が設定されます。



- ⑦ 「決定通知書」の決定に基づき、業者が補装具を作成(修理)し、申請者に引き渡します。申請者は、引き渡し時に自己負担額を支払い、申請者が「受領印」を「交付券」に押します。

- 以上が一般的な申請の流れになります。大阪府での文書判定を必要とするため、多少時間がかかりますので予めご了承ください。

### 3 大阪府難聴児補聴器交付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない軽度の難聴児に対して言語及び生活適応訓練を促進するため、補聴器を交付し、その福祉の増進を図ることを目的とします。

対象となる人は、課税総所得金額が770万円未満世帯及び生活保護に属する児童で、両耳の聴力レベルが60デシベル以上の、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児となります。

大阪府が基準価格の3分の2、申請者が3分の1(10円単位四捨五入)を負担します。

ただし、申請者が生活保護世帯の場合は、全額大阪府が負担します。

- ※ 補聴器の給付を受けようとする対象児の保護者は、事前に相談してください。

## 4 日常生活用具の給付・貸与

障がい者等が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。利用者負担額(限度額まで定率1割)は、障がい者とその配偶者又は障がい児の保護者が市町村民税非課税の場合は無料です。

**対象者**：① 身体障がい者(児)・難病患者(児) ② 知的障がい者(児)・精神障がい者(児)  
③ 小児慢性特定疾病児童等

\*印：介護保険の被保険人は、介護保険での申請になります。

☆印：障がい福祉課に備付けの意見書を添えての申請となります。

○印：高齢福祉施策対象の人は、高齢福祉課での申請になります。

**注意** …ただし、難病患者(児)については、難病の種別によって給付対象となる用具が異なりますのでご注意ください。  
詳しくは障がい福祉課までご相談ください。

### ① 身体障がい者(児)・難病患者(児)の日常生活用具

身 難

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	備考
給付	* 特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 (ただし、満18歳未満の人を除く。)	腕、脚等の訓練などで 器具を附帯し、原則として使用者の頭部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つ。	8年	
	* 特殊マット	下肢又は体幹機能障がい 1級	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を持つ。	5年	常時介護を要する人に限る。
	* 特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい 1級 原則、学齢児以上	尿が自動的に吸引されるので、容易に使用できる。	5年	常時介護を要する人に限る。
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 原則、3歳以上	障がい者を担架にの乗せたままリフト装置により入浴させる。	5年	入浴に当たって家族等他人の介助を要する人に限る。(1世帯につき1台のみ)
	* 体位変換器	下肢又は体幹機能障がい 1級・2級 原則、3歳以上	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できる。	5年	下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する人に限る。

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	備考
給付	介護・訓練支援用具	*移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	1世帯につき1台のみ。
		訓練用ベッジ	腕、脚等の訓練でできる器具を附帯し、原則、使用者の頭部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つ。	8年	
		訓練いす		5年	原則として付属のテープルを付けれる。
自立生活支援用具	*入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい、原則、3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入浴等を補助でき、容易に使用できる。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
		下肢又は体幹機能障がい、原則、学齢児以上	障がい者が容易に使用できる。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年	ひとつおう必要に応じて手すりをつくることができる。
	頭部保護帽	平衡機能・下肢若しくは体幹機能障がい、原則、3歳以上		3年	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能・下肢若しくは体幹機能障がい、原則、3歳以上	障がい者が容易に使用できる。	3年	いちぶまた一部又は全部に夜行材外装に白色または黄色ラッカーをつくることができる。

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	備考	
給付	* 移動・移乗支援用具	平衡機能・下肢若しくは体幹機能障がいで家庭内の移動等に介助を必要とする人 原則、3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏えたものであって、必要な強度と安全性を有する。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたっては、住宅改修を伴うものを除く。	8年		
	特殊便器	上肢機能障がい1級 原則、学齢児以上	温水温風を出す。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年		
	自立生活支援用具	○ 火災警報器	身体障がい1級・2級	しつない室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年	かさいはっせい火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(一世帯1台のみ)
		○ 自動消火器	身体障がい1級・2級	しつないおんど異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消防できる。	8年	かさいはっせい火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)
		○ 電磁調理器	視覚障がい1級・2級	しかくしようしゃようい視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	しかくしようしゃ者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)

くぶん 区分	しゅ 種 目	もく 障がい及び程度	せい 性 能	たいよう 耐用 ねんすう 年数	び 備 考
自立生活支援用具	機用歩行時間延長信号機	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満の ひとを除く。)	視覚障がい者が容易 に使用できる。	10 年	
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級 (ただし、満18歳未満の ひとを除く。)	音、音声等を視覚、 触覚等により知覚で きる。	10 年	聴覚障がい 者のみの世 帯及びこれ に準ずる世 帯で、日常 生活上必要 と認められ る世帯 (1世帯1台 のみ)
給付	透析液加温器	臓機能障がい1級又 は3級 原則、3歳以上	透析液を加温し、一 定温度に保つ。	5 年	自己連続携 行式腹膜灌 流法(CAP D)による透 析療法を行 う人
	☆ネブライザー	(1) 呼吸器機能障がい 1級又は3級 (2) (1)と同程度の重度身 体障がい者であって必 要と認められる人で、 吸入加湿処置により呼 吸に伴う負担の軽減を 図るために必要と認めら れる人	障がい者が容易に 使用できる。	5 年	電気式たん 吸引器ネブ ライザー両 用器との併 給不可
在宅療養等支援用具	☆電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障がい 1級又は3級 (2) (1)と同程度の重度身 体障がい者であって、 必要と認められる人	障がい者が容易に 使用できる。	5 年	電気式たん 吸引器ネブ ライザー 両用器との 併給不可

区分 くぶん	種目 しゅくめい	障がい及び程度 しよう およ ていど	性能 せいのう	耐用年数 たいようねんすう	備考 びこう
給付 きゅうふ	☆電気式たん吸引器 （電気式たん吸引器） （音声式） （音声式） （音声式） （動脈中酸素飽和度測定器）	(1) 身体障がい者手帳に呼吸機能に係る障がい程度が1級又は3級と記載されている人 (2) (1)と同程度の重度身体障がい者(児)であつて必要と認められる者で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るために必要と認められる人	障がい者が容易に使用できる。	5年 ねん	ネブライザー(吸引器) 又は電気式たん吸引器との併給不可
	盲人用体温計 （音声式）	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満のひとを除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 ねん	しかくしょう 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
	盲人用体重計 （音声式）	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満のひとを除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 ねん	しかくしょう 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
	盲人用血圧計 （音声式）	視覚障がい1級・2級 (ただし、満18歳未満のひとを除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年 ねん	しかくしょう 視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台のみ)
	パルスオキシメーター （動脈中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介護者等が容易に使用できる。	—	

情報・通信支援用具 給付	補助装具 携帯用会話	おんせいげんごきのうしきょうまた 音声言語機能障がい者は 肢體不自由、難病患者 (児)等で、発声・発語に いちじるしきょうゆうひと 著しい障がいを有する人	けいたいしきことばおん 携帯式で、言葉を音 せいまたぶんしきょうへんかん 声又は文章に変換す きのうゆうようい る機能を有し、容易に しよう使用できる。	5年ねん
	支援用具 情報・通信	じょうしじまんしかくしきょうきゅう 上肢又は視覚障がい1級 ・2級で、必要と認められ る人	じょうしきょうしゃようい 障がい者が容易に しよう使用できる。	5年ねん
	点字ディスプレイ	しかくおよちょうりょくしきょう 重度重複障がいの原 則、視覚障がい2級以上 かつ聴覚障がい2級。た だし、満18歳未満の人を のぞ除く。)	もじとう 文字等のコンピュータ ーの画面情報を点字 とうしめ等により示すことがで きる。	6年ねん
	点字器	しかくしきょうしゃようい 視覚障がい者で必要と 認められる人	しかくしきょうしゃようい 視覚障がい者が容易に しよう使用できる。	7年ねん けいたいよう 携帯用は5年
	点字プライター	しかくしきょうきゅうきゅう 視覚障がい1級・2級	しかくしきょうしゃようい 視覚障がい者が容易に しよう使用できる。	5年ねん ほんにんしゅうろうも 本人が就労若 しくは就学して いるか又は就 労が見込まれ る人に限る。
	毎日点字	しかくしきょうきゅうきゅう 視覚障がい1級・2級 おもてんじじょうほう 主に点字によって情報を にゅうしめひと 入手している人	しかくしきょうしゃようい 視覚障がい者が容易に しよう使用できる。	— じぜんとうろく 事前に登録が ひつよう必要
	図書点字	しかくしきょうきゅうきゅう 視覚障がい1級・2級 おもてんじじょうほう 主に点字によって情報を にゅうしめひと 入手している人	しかくしきょうしゃようい 視覚障がい者が容易に しよう使用できる。	— じぜんとうろく 事前に登録が ひつよう必要
	通信装置 聴覚障がい者用	ちょうかくしきょうまたははっせい 聴覚障がい又は発声・ はつごいちじるしきょう 発語に著しい障がいを ゆう有し、コミュニケーション、 きんきゅうれんらくじゅう 緊急連絡等の手段として ひつようみとひと 必要と認められる人 げんそくがくれいじじょう 原則、学齢児以上	いっぽんでんわせつぞく 一般の電話に接続す ることができる、音声の かわりに文字等により つうしんかのうき 通信が可能な機器で よういしようあり、容易に使用でき る。	5年ねん FAXのみ (ただし、複合 機は除く。) せたい 1世帯につき だい 1台のみ
	情報受信装置 聴覚障がい者用	ちょうかくしきょう 聴覚障がいを有し、必要と みと認められる人	えいぞうじまくおよしゅわ 映像、字幕及び手話 つうやくつきばんぐみなら 通訳付番組並びに災害 じちよかくしきょうしゃむ 時の聴覚障がい者向け きんきゅうじょうはうとうじゅしん 緊急情報等を受信し、 ちじょうはうそうちじ かつ、地上波放送に字 まくおよしゅわつうやくごうせい 幕及び手話通訳を合成 きのうゆうする機能を有する。	6年ねん せたい 1世帯につき だい 1台のみ

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	備考
給付 きゆうふ	拡大読書器 かくだいどくしょき 視覚障がい者用 しかくしょうしゃよう	しかくしょう 視覚障がいで、本装置に より文字等を読むことが 可能になる人	画像入力装置を読み たいもの(印刷物等) の上に置くことで、簡 單に拡大された画像 (文字等)をモニター に映し出せる。又は 撮像した活字を文字 として認識し、音声 信号に変換して出力 できる。	8年 ねん	
	情報・通信支援用具 じょうほうつうしんしえんようぐ	しかくしょう 視覚障がい者用ポータブルレコーダー	(1) 音声等により操 作ボタンが知覚し 又は認識でき、か つ、DAISY方式に よる録音及び当 該方式により記録 された図書の再 生が可能な製品 であって、視覚障 がい者が容易に 使用できる。 (2) 音声等により操 作ボタンが知覚 し、又は認識で き、かつ、DAISY 方式により記録さ れた図書の再生 が可能な製品であ って、視覚障がい 者が容易に使用 できる。	6年 ねん	もうじんよう 盲人用テープ レコーダーとの 併給不可
	情報・意思疎通支援用具 じょうほういしそうしどうしえんようぐ	しかくしょう 視覚障がい者用活字 ぶんしょよみあそうち 文書読み上げ装置 しかくしょう (ただし、満18歳未満の ひとのぞ人を除く。)	かつじ 活字と同一紙面上に 掲載された当該活字 をコード化した情報を 音声により伝える 機能を有するもので、 視覚障がい者が容易 に使用できる。	6年 ねん	

区分	種目	障がい及び程度	性のう能	耐用年数	備考
給付	デジタル対応ラジオ 視覚障がい者用地上	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	テレビ音声及びAM /FM放送を受信する機能を有し、かつ災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	
	ICタグレコーダー 視覚障がい者用	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	取り付けた IC タグからその物品等の名称や情報を音声にて再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用できる。	6年	
	情報・意思疎通支援用具 盲人用 テープレコーダー	視覚障がい者1級・2級 原則、学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用できる。	5年	視覚障がい者用ポータブルレコーダーとの併給不可
	盲人用時計	視覚障がい者1級・2級 (ただし、満18歳未満のひとのぞ人を除く。)	視覚障がい者が容易に使用できる。	10年	音声時計は、手指の触覚に障がいがあることで触読式時計の使用が困難な人を原則とする。
	人工喉頭	喉頭を摘出した障がい者	障がい者が容易に使用できる。	5年	

くぶん 区分	しゅ 種 目	しょう 障がい及び程度	せい 性 のう 能	たいよう 耐用 ねんすう 年数	び 備 考
給付 きゆうふ	排せつ管理支援用具 はい かんりしえんようぐ  ☆紙おむつ等(紙おむつ、おしりふき用ウェットティッシュ、紙おむつ廃棄専用ゴミ袋) かみ とう かみ はい きせんよう だう	<p>身体障がい者手帳の交付を受けている人(児)で次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 直腸・ぼうこう機能障がいで、治療によって軽快の見込のないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない人</p> <p>(2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある人</p> <p>(4) 3歳未満で発症した脳性まひなどによる脳原性運動機能障がいで排尿若しくは排便の意思表示が困難な人</p>	障がい者が容易に使用できる。	4~9月分、 10月~3月分 いつかつこうふを一括交付	<p>※ 申請月に ついては 3月と9月 になります。</p>

区分	種目	障がい及び程度	性の能	耐用年数	備考
給付 きゆうふ	ストーマ器具(尿路系) そとうぐき(にょうろくけい)	ぼうこう機能障がい きのうしおう	低刺激性の粘着材 ていしげきせいねんちやくざい を使用した密封型の しゅうのうぶくろにつけよう 収納袋で尿処理用 みつぶうがたようりよう のキップ付とする。 のキップ付とする。 ラテックス製又はプラスチック製のもの。	-	4~9月分、 がつぶん 10月~3月分 がつ いつかいつこうふ を一括交付
	ストーマ器具(消化器系) そとうぐき(じょうしゃき)	直腸機能障がい ちよくちょうきのうしおう	低刺激性の粘着材 ていしげきせいねんちやくざい を使用した密封型又 しょうみつぶうがたまた は下部開放型の收 かぶかいほうがたしゅう 納袋とする。ラテック のうぶくろせいた ス製又はプラスチック せいた 製のもの。	-	※ 申請月に ついでは3月と がつ 9月になります。 がつ
	収尿器 しゅうりょうき	ぼうこう、下肢又は体幹の かしまたたいかん 障がいで、排尿のコントロ ー尔が困難又は尿路 こんなんまたにょうろ 変更のストーマを造設し ぞうせつ た人 ひと	(1) 男性用:採尿器と ちくにうふくろこうせい 蓄尿袋で構成 にうぎやくりゅうばう し、尿の逆流防 しそうち 止装置をつける ものとする。ラテ ックス製又はゴ ム製のもの。  (2) 女性用:耐久性 じよせいようたいきゅうせい ゴム製採尿袋を ゆうまた有するもの又は ポリエチレン製の さいにうふくろどうにうぶくろ 採尿袋導尿袋 かんづき ゴム管付のもの。	-	

区分	種目	障がい及び程度	性の能	耐用年数	備考
給付	*住宅改修費	<p>かし たいかんきのうしよう また 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)に係る身体障がい者手帳の障がい程度が3級以上の人で学齢児以上</p> <p>ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上で学齢児以上</p>	<p>障がい者の移動等を円滑にする用具で次に掲げる小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <p>(1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>	-	給付は原則1回とする。
貸与	情報・意思疎通支援装置	<p>なんちうしゃまた 難聴者又は外出困難な身体障がい者(ただし、満18歳未満の人を除き、原則、障がい等級が1級・2級の人)でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる人及びファックス被貸与者</p>	<p>障がい者が容易に使用できる。</p>	-	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯1台のみ)

- 注1) 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱います。
- 注2) 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

② 知的・精神障がい者の日常生活用具 知精マ

区分	種目	障がい及び程度	性能	耐用年数	備考	
給付	支援用具 介護・訓練用具	* 特殊マット	知的障がいの程度が重度または最重度 (原則として3歳以上)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有する。	5年	常時介護を要する者に限る。
	頭部保護帽		知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人		3年	
	特殊便器		知的障がいの重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人	温水温風を出す。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	
	○ 火災警報器		知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級(医師の意見書が必要)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる。	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
	○ 自動消火器		知的障がいの重度若しくは最重度又は精神障がい者保健福祉手帳1級・2級(医師の意見書が必要)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消防液を噴射し、初期火災を消火する。	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯につき1台)
	○ 電磁調理器		知的障がいの重度又は最重度で18歳以上の人	障がい者が容易に使用できる。	6年	

③ 小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具

世帯階層区分に応じて負担があります。

なお、全機種とも障がい福祉課に『小児慢性特定疾患医療受給者証』と門真市福祉事務所長あての見積書を添えての申請になります。

種目	対象者	性能	耐用年数
便器 べんき べんき 便器	便器 べんき 常時介助有する人	小児慢性特定疾患児童等が容易に使用できる。(手すりを付けることができる。)	8年 ねん
	手すり		5年 ねん
特殊マット とくしゅ 特殊マット	寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる。	5年 ねん
特殊便器 とくしゅ べんき	上肢機能に障がいのある人	足踏みペダルにて温水温風を出す。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年 ねん
特殊寝台 とくしゅ しんだい	寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する。	8年 ねん
歩行支援用具 ほこう しえん ようぐ	下肢が不自由な人	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾患児童等の身体特性を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる。	8年 ねん
入浴補助用具 にゅうよく ほじょ ようぐ	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児童等又は介助者が容易に使用できる。	8年 ねん
特殊尿器 とくしゅ にょうき	自力で排尿できない人	尿が自動的吸引されるもので小児慢性特定疾患児童等又は介助者が容易に使用できる。	5年 ねん
体位変換器 たいいへんかんき	寝たきりの状態にある人	介助者が小児慢性特定疾患児童等の体位を変換させるのに容易にできる。	5年 ねん

種目	対象者	性能	耐用年数
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを引き起こすことがある人	紫外線をカットできる。	-
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用できる。	5年
パルスオキシメーター (動脈中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できる。	-
車いす	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有する。	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の際の衝撃から頭部を保護できる。	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい人	ベストを冷却し、一定温度に保つ。	-
ストーマ器具(消化器系)	人工肛門を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	-
ストーマ器具(尿路系)	人工膀胱を造設した人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	-
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な人	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用できる。	-

※障がい者手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の資格での申請が優先となります。